



Title	神祇伯白川家学頭臼井雅胤の古今集序注 : 祐徳博物館中川文庫蔵『古今和歌集序註』をめぐって
Author(s)	勢田, 道生
Citation	語文. 2017, 109, p. 14-26
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/73306
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

神祇伯白川家学頭白井雅胤の古今集序注

—— 祐徳博物館中川文庫蔵『古今和歌集序注』をめぐって ——

勢 田 道 生

はじめに

祐徳博物館中川文庫蔵『古今和歌集序注』(以下、本資料とする)は、近世中期の神祇伯白川家学頭・白井雅胤による『古今集』仮名序の注釈で、その成立は、後掲の奥書により、享保十六年(一七三二)と考えられる。本稿がこの資料に注目するのは、当該期における白川家ならびに白井雅胤の存在は重要であり、故に、雅胤の古今序注も注目に値すると考えるからである。

室町期の兼俱以来、「神祇管領長上」を称して朝野に大きな影響を与えた吉田家は、寛文五年(一六六五)の『諸社禰宜神主法度』を契機として、神職本所としてさらに神職への統制を強める。しかし、吉田家による統制に対しては、当然ながら反発も現れ、また、当該期の学問の進展は、吉田家の地位の正統性を保証する諸資料が偽作であることを明らかにしていた。

一方、神祇伯白川家の勢力は吉田家には及ばなかったが、松

尾・稲荷等の大社の伝奏を継続しており、また、官制上は吉田家の上位にあることが注目されつつあった。このような状況の下、白川家は反吉田の立場の受け皿となり、自らを神職本所とする指[1]向を強め、後には諸国に幅広い階層の門人を多く擁するようになる。このような時代に、同家の学頭として活躍し、伯家神道説を樹立したとされるのが、白井雅胤である。

雅胤およびその父兄の事跡については、幡鎌一弘氏の一連の研究が備わる。以下、これによると、雅胤は平将門の子孫を称し、先祖は戦国期に祇園社社家となつたらしい。父・定清は蘇民社神主の肩書きをもち、吉田神道や吉川神道を学んだ。延宝五年(一六七七)には黒川道祐に祇園社の「年中行事」を提供、元禄六年(一六九三)には後七日御修法を聴聞し、また北村季吟七十賀に際して詠歌しているほか、延宝頃には、祇園社に参詣した烏丸光雄に梅の木の由緒を問われて答えたという。生没年未詳。

兄に接伝がある。幼時より多くの書物に親しみ、父と同じく吉

田家に学んだ接伝は、いくつかの神道に関する著述を残しており、その神道に関する学識は、元禄十年、油小路隆貞の賞賛を得るに至る。元禄年間には、定清・接伝が地方神職に神道伝授を行っていることが確認されるようになるが、吉田家から離れた独自の活動が見とがめられたものか、同家から破門されたという。宝永二年（一七〇五）八月四日没、享年未詳。

雅胤は、初名興胤、次いで胤栄。現時点で知られる最初の事跡は、元禄十一年、兄・接伝と共に吉田家に八朔の礼に出向していることで、父兄とともに吉田家に従っていたと考えられる。しかし、宝永二年末から翌三年初頃には白川家に鞍替えしたようであり、五月からは白川家にて『日本書紀』講談を行い、七月には褒美を拝領、また、学頭に任ぜられ、以後、白川家の学頭として活躍したようである。しかし、正徳四年（一七一四）には、西宮神社の相論に関して訴えを受け、追放処分となる。この後は、大津に住み、上御霊社・北野社の代参人をしていたというが、詳細は不明。この後、再び雅胤の事跡が見えるようになるのは、享保十三年（一七二八）頃からである。安井門跡道恕に鞠精神を伝授、神祇伯雅富王に神道を返伝授、霊元院による鎮魂祭再興にも関与し、このような中で、享保十六年、霊元院の院宣によって故雅光王（源姓）の猶子となり、名を雅胤に改めたという。

以上が、本資料が成立するところまでの雅胤の事跡であるが、本資料成立の後、元文二年（一七三七）十月から、雅胤と一条兼香（当時関白）とに接点が見出だされるようになる。兼香は吉田家

に対する強い反感を抱いており、雅胤と兼香は反吉田という点で一致していた。兼香を介して影響力を強めた雅胤は、鎮魂祭を中心に宮中祭祀にも関与し、また、白川家に伝わるという神祇官八神殿の神璽を兼香に奉呈している。なお、以後の雅胤の事跡は未だ明らかでなく、生没年も未詳。

以上により、雅胤の活動は、当該期の神道界に大きな影響を与えたと考えられるが、その事跡や言説については、なお多く検討の余地がある。また、古相正美「堂上和歌と神道・仏教との関係」は白川家歴代当主の歌壇事跡を明らかにされているが、神道説との関連については言及されず、また白井雅胤についても言及されていない。このほか、三輪正胤氏は、卜部兼雄（一七〇五～一七八七）による和歌秘伝の展開について検討し、その業績について、「神道を通しての歌学世界の把握は、正に「神道歌学」と言つてよい世界を作り上げたことなるう」とされているが、氏の指摘される兼雄の業績は、多くは本資料成立以後のものである。このように見れば、本資料が神道史上、また日本文学史上、注目するに値するものであることが理解されよう。よって、以下、本資料の概要を報告するとともに、その内容的特徴について、述べる。

一、書誌・奥書

論述の前提として、まず、本資料の書誌・奥書を示す。

厚手白紙表紙（後補）、二三・七糎×一七・〇糎、外題「古今

和歌集序注一(左、打付)。原表紙、無地白紙、左に原外題(打付)「古今和歌集序注」、印記「中川文庫」。本文料紙は楮紙、袋綴。第二丁表、内題「古今和歌集序注」、作者名「瑞禾局布下子編」、印記「西園翰墨林」(鍋島直郷)。全二十九丁、字数・行数不等。第二十八丁表に平胤栄(≡雅胤)の奥書、第二十八丁裏、第二十九丁裏に藤原熹直の奥書あり。本文奥書共一筆と思われる。後遊紙一丁。なお、誤写や脱文と思われる部分が散見するが、中には「本ノマ、」と傍記する部分もあり、本資料の親本は良質の写本ではなかつたようである。

奥書は次の通り。

右一卷は、貞享四年春二月、從二位実種卿の命に依て、先春曆(マ)の古今集の序を講し給ひし比、権大納言隆貞卿、権大納言伊季卿、刑部卿惟庸卿、左近衛権中将雅豊、其座下に候して馳禿筆て其旨を書留置を、是を徒然の餘に燈下に向ひ、再び校合せ(マ)加へ、誤字を改め闕漏を補ひ、一卷となして名付て古今集序注といふ、此道を志さし学ふ兒女子は、ひとつの助ならんかし、

于時享保十六辛亥二月十四日

瑞禾局白井带刀平胤栄

右古今集序注は神祇之学頭源雅胤之編集する処也、雅胤は白井春磨の子、從二位雅光卿の息也、其性質誠敬を持て、博く和漢の学に通し、有職・哥学を翫ひ、神学に宗たり、常に伯家に候して、彼一流之神祇の学を接きて、神祇道の職に補し、

伯家の正脈を継ぎ、神祇道事理の秘決を附属し、神経を講して、理に明に事に委して、我道の宗を得たり、享保十五年八月朔日に、依

院宣、人磨の御影の古図并御影供の次第を觀覽に備へ奉り、同十六年三月十七日、依 院宣、柿本人磨の伝を授け奉れり、依之翌十八日より、於 仙洞、人磨の御影供御再興有て、諸家より千首の和歌を献せらるゝ、依て同十六年十一月に、内々の 院宣ありて、故二位雅光卿の猶子となりて、平胤栄を改て源雅胤となれり、安井御門主其徳を賞し給ひて、大常家の三字を書て給へり、然といへとも、世上に神学の正しき教を聞得る者鮮して、卜部の謙流留合の教を尊て正道に志す者なき事を惡み、又不幸に依て湖水の辺に蟄居して、田を耕し釣を垂て独り道を樂めり、然るに天より瑞穂を雅胤の田に降せり、一莖二穗三穂有、依て米穀を禁裏仙洞に献りて、燕居の室を瑞禾局と号けて、益和学を力め学ひ給へる餘りに、兒女子の爲に古今集の序の主旨を注して一卷とす、名付て古今集序注といふ、一夕茗話の餘りに、此一卷を新に書写して我一女子に給へり、誠に哥の道に心さし学ふ者の至宝ならん、

于時享保十八年三月十三日

門人正六位下和泉守藤原熹直謹書

これによると、本資料は雅胤の父・春磨による古今序講釈の聞書を改訂したもので、門人藤原熹直(未詳)の女子のために新写されたものということになるが、注意したいのは、この奥書の内

容には疑わしい部分があることである。例えば、雅胤奥書にいう、春麿の古今序講釈を堂上諸家が受けたということや、熹直奥書にいう、雅胤が院宣（靈元院）により人麿の伝を伝え、これによって仙洞人麿影供が再興されたということは、⁽⁸⁾にわかには信じがたく、ここには、自説を權威づけようとする意志が反映していることも想定される。しかし、今はその真否を明らかにする用意がないため、奥書については今後の検討に委ね、以下、本資料の注説について検討する。

二、『三流抄』の利用

本資料の注説の特徴を明らかにするために、まず、本資料が主に依拠する先行注釈書を明らかにする。

結論から言えば、本資料は、藤原為家の子・為顕が能基に伝えた『古今和歌集序聞書』（片桐祥一氏により『三流抄』と仮称されたもの。以下、『三流抄』とする⁽⁹⁾）、乃至、これに類する注釈書⁽¹⁰⁾に多く拠っている。『三流抄』は、「神話や説話を本説として付会して説き、以後の仮名序注釈はもちろん、能楽論、謡曲や『曾我物語』『太平記』などにも大きな影響を与えた⁽¹¹⁾」もので、板本の存在は認められないが、慶應義塾大学附属研究所斯道文庫編『古今集注釈書伝本書目』（勉誠出版、平19）は、三十一の伝本を挙げる（他に「三流抄関連」とされるもの四本）。

本資料と『三流抄』の注説が一致する例として、まず、本資料の「富士の煙によそへて人をこひ、松虫のねに友をしのひ」につ

いての注を示す。

富士の煙は恋によむ也、天武の時、赫谷姫の故事を引、松虫のねに友をしのふとは、為家の注に、昔、大和国に有けるもの二人、たかひにちきりふかくて、津の国あへ野の市にあきなひするほとに、行別てたかひに行方しらす、一人待に得ずして帰りぬ、かれを待ていたりしほとに、夜に入てかのもの死ぬ、市に残る友、かれをまちけれども、見へず、広野に出てたつねありく、死たるもの家に草深し、松虫多く鳴く、されは、松虫なく所ことにかれはとて尋ねありくほとに、ある所に松虫多く鳴く、見れば、かのももの死してあり、友に一所にしなは死なんとちきりしかは、身をなけて死す、それより友をしのひ恋ることに、松虫のねによそへていふ也、これに対し、『三流抄』には次のようにある。

富士ノ煙ニヨソヘテ人ヲ恋ト云事、大方、恋ハ身ヲ焦ス故ニ煙ニタトヘテ云。然ドモ、今、富士ノ煙トハ、殊ニ恋ニヨリ立ニ依テ爰ニアグル也。日本紀云、天武天皇ノ御時、駿河国ニ作竹翁ト云者アリ。（中略）句読点・鉤括弧を除き三六二字。「是ハ何人ゾ」ト問タリケレバ「赫突姫」ト答フト云ヘリ。

松虫ノ音ニ友ヲ忍フトハ、昔、大和国ニ有ケルモノ、二人互ニ契リ深シ。津ノ国阿倍野ノ市ヘ連テ行。市ニテ別レテ、アキナヒスル程ニ、（行別レテ）互ニ行方ヲ不知。一人先立テ婦ケルガ、彼ヲ待テ居タリケル程ニ、夜ニ入テカレハ死ケ

り。彼市ニ残ル友、彼ヲ待ケレドモ、見エザリケレバ、広キ野ニ出テ尋行ヌ。彼死シタル者ノ家ハ貧シクシテ、草深シ。松虫多ク啼ケレバ、松虫ヲ、ク啼処ヲ見レバ、彼者死テアリ。俱ニ一処ニテ死ナント契リタリシカバ、身ヲ抛テ死ス。夫ヨリシテ、友ヲ忍ビ、友ヲ恋ル事ニハ、松虫ノ音ニヨソヘテ云ナリ。

まず「松虫のねに友をしのひ」の注についてみると、本資料が引く「為家の注」の内容は、『三流抄』とほぼ一致することがわかる。一方、「富士の煙によそへて人をこひ」については、『三流抄』が「日本紀」云として「赫奕姫」の故事を詳細に記すのに対し、本資料は「天武の時、赫奕姫の故事を引」と記すのみである。この相違が本資料の意図的な省略によるものならば、その理由としては、「赫奕姫」と「富士の煙」との結びつきは周知のことであつたため、また、『三流抄』には出典として「日本紀」が挙げられるものの、『日本書紀』には該当記事が見られないことに不審を感じたため、といったことが想定される。なお、『三流抄』に記される出典「日本紀」の問題については、次節でも触れる。この他にも、本資料には『三流抄』に記される故事を引く部分がある。本文の例示は省略し、表にして示す。

①	序本文	あき香山のことは、…	故事	葛木王と近江采女	三流抄出典	(なし)	本資料出典	(なし)
②		いにしへの世のみかと…		万葉集成立、豊武ノ桓武		(なし)		(なし)
③		男山の昔をおもひ出て…		平城御宇、小野頼風と女		日本紀(又源氏注)	為家注、源氏注	
④		松山の波をかけ…		斉明御宇、男と女		日本紀	為家注	
⑤		野中の水をくみ…		桓武御時、秦下丸		(なし)	為	
⑥		鳴の羽かきを数へ…		光仁御宇、柴藤中納言		日本紀(注三万葉二云)	万葉集	
⑦		小野小町はいにしへの…		允恭天皇と衣通姫		(なし)		
⑧		相坂山にいたりて…		天智御宇、四阿の戦		日本紀	為家注	

これらについても両者には一致が確認され、本資料が多く『三流抄』に拠っていることがわかる。なお、右のうち③・④・⑤・⑧の四箇所においても、本資料は出典を「為家注」としており、本資料は『三流抄』に記される説を為家の説と見なしていると考えられる。

以上のように、本資料は『三流抄』に記される故事を多く用いているのだが、このほかにも『三流抄』との一致は、六義や六歌仙、撰者四名の略歴についての注や、注説としてそれほど重要とは思われない次のような部分にも確認できる。

花をめでとは、花の面白く咲けるを言ふ、
 鳥をうらやみとは、鶯などの花になる、をうらやみしとふなり、或は時鳥などのしりて雲井に鳴渡るをうらやむを言ふ、
 霞をあはれみとは、霞の風にはれやすきをいふ、露をかなし

むとは、露のはる折○きゆる事をいふ也、ケ様のものにつけて哥の風情おほくなれりといふ義也 (本資料)

花ヲ愛トハ、面白キ事ヲ云。鳥ヲウラヤミト云ニ二義アリ。一ツニハ、鶯ノ花ニ馴ル、ヲウラヤミテ読タル哥ノ事ヲ思テ書ル也。其哥、六帖云、

百千鳥花ニ馴タルアダシメハハカナキ程モウラヤマレケリ此哥ノ心ヲ思ヒ延テ書也。(アダシメトハアダナルメト云事ナリ)ニツニハ、時鳥ノ、時ヲ知テ来リ啼事ヲ羨ムト云義也。霞ヲアハレミトハ、霞ノ風ニ晴レヤスキヲ云。露ヲ悲ムトハ、露ノハカナク消ル事ヲ云フ也。是ラニ付テモ哥ノ風情多ク成レリト云義也。(『三流抄』)

以上により、本資料は『三流抄』の特定の注説を抽出して用いたものではなく、『三流抄』乃至これに類する注釈書を土台として、これに改変を加えたものと考えられる。

三、『三流抄』との相違

ただし、本資料は『三流抄』の説を全て用いているわけではない。よって、次に、『三流抄』に特徴的な説のうち、本資料に見られないものを列挙し、両者の相違を明確にする。

第一に、『三流抄』は冒頭で、「古今二三ノ流アリ。一ニ定家、二ニ家隆、三ニ行家」として古今集の伝の流派について説明し、以下にもこの流派について言及する部分があるが、これらは本資

料にはほとんど見られない⁽¹⁴⁾。

第二に、『三流抄』は「大和歌」の語源について、「天竺の乱文」を起源とし、羅什三蔵が伝えて唐の詩賦とし、その六義を道慈律師が伝えて和歌の六義としたとして、「三国ニ和ケ来ル故ニ大^{オホイニヤハラクダ}和哥ト書」という説を示すが、この説は本資料にはない。

第三に、『三流抄』には、和歌の五句を五行・五常に宛てて説明する部分があるが、これも本資料にはない⁽¹⁵⁾。

第四に、『三流抄』の記す神代の故事には、『日本書紀』・『古事記』等には見られないものが多くあるが、これらも本資料にはない。

第五に、『三流抄』には、「日本紀云」として『日本書紀』には見えない故事を記す部分があるが、本資料はこれらを採用しないか、採用する場合でも、「日本紀」ではなく「為家注」からの引用とする(前節参照)。ただし、本資料には一箇所、『三流抄』が「日本紀ニ…注ニ万葉ニ云」として引く部分を「万葉集に」として引く例がある(前掲表⁽¹⁶⁾)。

第六に、『三流抄』には、中国の故事を引いたり、漢籍の書名を示してその本文とされるものを引用する部分が多く見られるが、これらも本資料にはない。

以上を大まかにまとめると、本資料は『三流抄』の説のうち、和歌の起源・流派についての説や、疑わしい典拠を採用しない傾向があるといえよう。ただし、これらが本資料に見られないからといって、本資料が『三流抄』のこれらの要素を排除したとは、

必ずしも言えない。本資料が参照した注釈書は、『三流抄』と共通する説を多く持ちながらも、これらの要素は記されていないかつたかもしれないからである。よって、ここでは上記の相違を確認するにとどめる。

その上で注意したいのは、本資料には『三流抄』に見える説を批判する部分があることである。「花になく鶯：いつれか哥をよまさりける」についての注の一節である。なお、これに相当する『三流抄』の説は、長文に亘るため省略する。

又哥学者流の説に、万葉集を引て

初陽每朝来不相還本棲 鶯哥 孝謙御時

住吉之浜見目假人又門奴流 蛙哥

此二首の哥を以て鶯蛙の哥よみける事を貫之か書るをいゑり、大なる誤なり、此鶯蛙のこゑは、生たるもの、いつれも物に感じ音の発せざるはなし、此即哥也、といふ事を、鳥獸の二ツを以て、上下何れも神道あるゆへに辞を発すといふ義也、哥は神道の一端にて、物に感じて誠の内より発するをいふ、ここで「哥学者流の説」とされる鶯・蛙の歌についての説は、『三流抄』にも見えるものであるが、本資料はこれを「大なる誤」として否定し、続けて自説を開陳する。ここから、本資料は自己の説を「哥学者流」とは異なる説と位置付けていることがわかる。では、「哥学者流の説」とは異なる本資料の注説の特徴とは何か。特に本資料の和歌観について、次節に検討する。

四、雅胤注の和歌観

本資料の和歌観について検討するに当たり、まず手がかりにするのは、前掲の「花になく鶯：」についての注である。

ここで本資料が述べるのは、生物はみな物事に感じて音を発する、それこそが歌であり、古今序は「鳥獸の二ツ」によつて「上下何れも神道あるゆへに辞を発す」ることを述べているのだ、ということ、そして、歌は「神道の一端」であり、物事に感じて「誠」が内から発したものである、いうことである。すなわち、ここでは和歌の根源として、あらゆる生物に備わる「神道」が措定されているということになる。

では、この「神道」とはどのようなものなのか。本資料は、同じく「花に鳴く鶯：」に注して次のようにいう。

①天をとふ鳥、地をあゆむ虫といへとも、皆神道よりあらわれ、皆神道をうけそなへすといふ事なきゆへに、春になれば、自然に春に感じて鶯も谷より出て声を発し、夏なれば、かはつとも土より出て夏にかんして声を発する、是鳥虫といへとも、内に神道あるかゆへに、時に感発して言葉にあらはる、是即哥也、中府にとける鶯飛魚躍の意を以て見るへし、鶯かはつ計にかきらす、一切神道をそなへぬといふ事なし、ここで強調されるのは、あらゆる生物はみな「神道」によつて生まれ、「神道」を備えているがゆえに時節に應じて声を発するのだ、ということである。ここで「神道」は、あらゆる生物に通

じる自然の道理のようなものを指すようだ。

なお注意したいのは、本資料がここで「中庸」とける鳶飛魚躍の意」を挙げることである。これは、『中庸』に「君子之道、而隱、詩云、鳶飛戾天、魚躍于淵、言其上下察也、君子之道、造端乎夫婦、及其至一也、察乎天地」とあるのを指し、これに注して朱子『章句』は「子思引此詩、以明化育流行、上下昭著、莫非此理之用、所謂費也」と、『或問』は「引詩以明之、曰、鳶飛戾天、魚躍于淵、所以言道之体用上下昭著、而無所不在也」という。これらに従えば、『鳶飛魚躍』とは、天地上下を通じる道理の存在を表現したものであり、このような概念を和歌の根源としての「神道」と重ね合わせる本資料は、儒学、特に『中庸』を重視する朱子学の影響を強く受けていると考えられる。

しかしながら、鶯や蛙の声と人間の歌とは、やはり大きな差異があるだろう。これについて本資料は、「ちからをいれずして、なくさむるは哥也」に注して次のようにいう。

②禽獸草木といへとも神明をうけぬはなし、…しかれとも、人は正しく神明を受たるゆへに、其誠の辞にあらはる、時は、天地鬼神を動し、夫婦を和し、武勇を変化すといふ義也、

動物や植物も、「神明」を受けているという点では人と同じである。だが、人は「正しく神明を受たるゆへ」に、その「誠」を言葉に表せば天地を感動させるような歌を詠むことができる、という。この「神明」は、本資料によると次のようなものである。

③人の心をたねとしてとゆふは、人は高天原より神明の分賦をうけて、内に神道をたもつて一切万物に應ず、其万物に應ずる物を神明といふ、其神明の用を心といふ、其心の事は、物々に感ずるの理を神明といふ、辞にあらはるゝを哥といふ也、

引用①に見た通り、「神道」とは天地に普く存在する道理であり、人の内面にも備わるものである。これに対し「神明」は、「神道」と同じく人に賦与されるものではあるが、これは「万物に應ずる物」、「物々に感ずるの理」であり、その「神明」の作用が「心」なのだという。これによると、「神明」は、あらゆるものを感受する能力を指すようだ。

また、本資料は次のようにもいう。

④ことわざしけきものなれはとは、人の内に神明をうけて、事々に應し、物々の理に明らかなるかゆへに、万事に應じて感ずるをいふ也、万理そなへて應ずると云也、

人間は「神明」を受けて「物々の理に明らか」であり、それ故にさまざまな物事に感じて感ずることができる、という。以上を要すれば、人間は正しく「神明」を受け、物事の「理」を認知できが故に、あらゆることに感ずることができるのであり、その感じたことの「誠」を言葉に表出するのが歌である、ということになる。

このような和歌観に基づき、本資料は、「誠」に基づく「実」あるいは「実地」の歌を理想とする。次に示すのは、「今の世の

中：はかなきことのみにてくれは」についての注である。

⑤古は人丸・赤人などの哥のひしりありて、誠をつくして心より読て、実地の哥をよめり、今世の人は、詞にふけりて、花の色を本として読出して、実地をしらず、空言虚哥にして、天地も動かす、鬼神も感応なく、有名無実の哥也といふ義也、ここでは、「人丸・赤人」らの「誠をつくし」た「実地の哥」が理想とされる一方、「今世の人」の「詞にふけ」った「空言虚哥」が批判の対象とされている。

しかし、「実地の哥」を詠むのは容易ではない。このことについて、本資料は「まめなる所には：あらずなりにけり」に注して次のようにいう。

⑥真なる所にも、哥のわけをしりたる所也、哥の深意の浅からぬ事にて、天地鬼神も感動する実地の哥道といふに至ては、顕出へき事にあらず、人々の器量相應の知にて習たる計にて実の哥といふものは読めぬ、我真実の言葉にあらわれ出るか哥道にてあるゆへに、かるく敷深意の義を辞に出して語るへき義にあらず成れり、

「哥道」は「我真実の言葉にあらわれ出る」ものである。しかし、「哥の深意の浅からぬ事」ゆえに、天地鬼神を感動させるような「実地の哥道」は出現するはずがない。「実の哥」は、「器量相應の知にて習たる計」では読めないのである。このようにして、和歌の深義は軽々しく語ることができないものになったのだ、という。

このような状況の下で、和歌のあるべきさまを示したのが、貴之であった。本資料は、「いにしへの世々のみかと：秋の月の夜ことに」の見出しの下、『万葉集』成立過程について『三流抄』に基づいて述べた上で、次のようにいう。²¹⁾

⑦此所にして貴之出て、哥道は大道にて、家をたて口伝口授の沙汰に不及、人々の賢愚によりて器量をあらわし、上下の着到貴賤尊卑の分別にあらず、高貴の人といへとも、愚なる時は哥に実なく、詞分明ならず、卑賤の人といへとも、賢なる時は天地を動かし鬼神を感せしむるの哥を讀出し、詞も分明にして、花咲そなはるをいふ也、

「哥道は大道」だから「家をたて口伝口授の沙汰に不及」。重要なのは「人々の賢愚」である。「愚」であれば「哥に実なく詞分明ならず」、「賢」であれば天地を感動させるような歌を読むことができ「詞も分明」なのだという。ここで注目されるのは、「口伝口授」や「貴賤尊卑」が明確に否定されていることである。

「貴賤尊卑」や「口伝口授」の否定については、次のようにも見える。

⑧つかさ位高き人をはいれずとは、高位高官といへとも、哥道をしらず、和歌の徳にて天地鬼神も感動するほとに、心地より読人あらされは、今古今集には入さる也、へつらひを以ては入れず、尊位高官なるとも、哥に実なき人は、哥とのみおもひて、其さましらぬは集に入れすといふ義也、和哥は貴賤尊卑にて読むものにあらず、下賤といへとも、其内心の正し

きより読出す時は、天地感動あり、貴体といへとも、内心正しからざる時は、哥道の奥儀を讀事なし、

⑨色このみの家とは、男女好色の家に非ず、哥の家也、好色は哥を本とするゆへに、家を好色と云也、埋木の人しれぬとは哥家之伝也、深義は哥の家より外にいたさずして、世の人はしらす也、哥道の衰微にて、もと哥は上一人より下百性まで其誠の物に感して言葉にあらはる、か哥なるに、哥道は哥学に成りたるゆへに、家の外に人にしらせず、色々の口伝口授を習はしていふを云へり、

このように、本資料は「内心」の正しさや「誠」を重視する立場から、「貴賤尊卑」や「口伝口授」を徹底的に否定する⁽²²⁾。そして、この「内心」の正しさや「誠」は、万人に備わる「神道」や「神明」によって支えられている、ということになろう。なお、本資料が「賢愚」の別を重視するのは、引用③・④を併せ考えると、「賢」なる者は「神明」を正しく發揮して物事の理を認識できるのに対し、「愚」なる者にはこれができない、という理由によると思われる。

ところで、このような和歌観をもつ本資料は、先に述べたように「実地」の歌を重視するのだが、「実」の歌を重視する考え方は、実は『三流抄』に既に認められる。『三流抄』は次のようにいう。

今ノ世ノ中ノ色ニ付キ人ノ心花ニ成トハ、昔ノ人丸赤人ナンドハ、皆、是、哥ノ実語ヲヨミテ化ナル詞無シ。今ノ世

ノ人ハ、詞ニ耽リ、色ニ付テ哥ノ実ヲ不知ト云ヘリ。色好ノ家ニノミトハ、男女好色ノ家ニハ非ズ。哥ノ家也。好色ハ哥ヲ本トスルガ故ニ、哥ノ家ヲ好色ト云也。

ウモレ木ノ人シレヌ事ト成テトハ、哥ノ家ニ伝ル深義ハ、哥ノ家ヨリ外ニ不出。故ニ世ノ人ハ不知ト云ヘリ。ウモレ木ニ、三ノ差別アリ。一ツニハ（以下、三説についての注、略）。

これに対応する本資料の注は、引用⑤・⑨である。両者を比較すると、本資料は『三流抄』の傍線部をほぼそのまま用いつつ、⑤においては「今世の人」の「空言虚哥」への批判を強調し、また、⑨においては、『三流抄』が「ウモレ木」についての三説を開陳するのに対し、本資料は、「誠」における万人の平等を強調して「口伝口授」を否定する、という相違が確認できる。

なお、先に触れた通り、本資料には儒学の影響が認められるが、朱子学の基本的な概念である「性」や「情」の問題には言及せず、ただ「賢愚」の別に言及するのみである。これは、本資料が「神道」や「誠」における万人の共通性を強調する一方、個々人によって現れ方の異なる「性」や「情」については関心が薄かったことを示すものと思われる。加えていえば、本資料は「誠」に基づく「実地」の歌を理想的なものとするが、「実地」の歌はどのようなにすれば実現するのかという問題については、万人に備わる「神明」によって「誠」を發揮するというのみである。これも、本資料の関心が、万人の「誠」における平等に厚く、良い和歌を

詠むという問題に薄かったことを示しているように思われる。⁽²¹⁾

おわりに

以上、『三流抄』との関係を起点として、本資料の特徴について述べた。要約すると、本資料は、『三流抄』を基盤としつつ、和歌の根源として万人に備わる「神道」や「神明」を措定し、これに基づいて「誠」を発揮することを和歌の本質とするものであり、この立場から「貴賤尊卑」や「口伝口授」を徹底的に否定するものといえる。

では、このような本資料の特徴は、どのように意義づけられるだろうか。

「口伝口授」の否定や「誠」を重視する文学論については、本資料の成立時期を考えれば、驚くに足りないだろう。⁽²²⁾むしろ注目したいのは、本資料が「貴賤尊卑」を否定すること、そして、そのことが「神道」によって根拠づけられていることである。

和歌に限らず、あらゆる文芸において、作者の身分がその価値を左右しないことは、当然のようにも思われる。しかしながら、本資料のように「貴賤尊卑」の否定を強く主張する論は、同時代には珍しいのではないだろうか。そして、本資料において「貴賤尊卑」否定の根拠は、万人に共通して備わる「神道」・「神明」に置かれているのである。⁽²³⁾このような説を神祇伯白川家学頭たる白井雅胤が残していることには、注目すべきだと思われる。本稿冒頭でも触れたとおり、近世中期以後、白川家はその勢力を増し、

多くの門人を擁するようになるが、白川家やその対立者たる吉田家の神道説については、未だ明らかでない点が多い。本資料は白川家の神道説の実態を窺わせるものとして、注目に値しよう。

また、中野三敏氏によってその業績や生涯、また文芸への影響の大きさが明らかにされた増穂残口⁽²⁷⁾が吉田家の門人となっていることや、残口に先行する浮世草子作者都の錦についても、吉田家社人であり神道講釈を行ったという説があることなどを考えるならば、吉田家や、その対立者としての白川家の神道説の実態については、思想・宗教研究のみならず、文学研究においても詳細な検討が求められるのではないだろうか。このような問題についても、本資料は有益な知見を提供するものと考ええる。

注

(1) 以上、吉田家と白川家との関係については、井上智勝「近世の神社と朝廷権威」(吉川弘文館、平19)参照。

(2) 『国史大辞典』第二巻(吉川弘文館、昭55)「白井雅胤」項(鎌田純一執筆)。

(3) 「白井雅胤が八神殿神璽を一条兼香に奉呈するに至った道のり―天理図書館所蔵吉田文庫白井本の紹介をかねて―」(『ビブリア』133、平22)、「吉田文庫に含まれた白井家旧蔵史料」(白井本の「一覧と白井家の活動」(同氏編)『近世神道史研究と「御広間雑記」のデータベース化」科研報告書、平22)、「正徳の争論の経緯とその背景」(西宮神社文化研究所編『西宮神社御社用日記』第二巻、清文堂出版、平25)、「白井雅胤日記三点」(天理大学おやさと研究所年報』23、平29)。なお、氏は天理図書館吉田文庫所

藏の白井本を活用されつつ、これらの中には「みずからの業績を騙るために捏造された可能性が高い」ものが含まれることに注意を促されているが、稿者は現時点で白井本の詳細な検討に至らないため、ここでは専ら氏の判断による。

- (4) 近世堂上和歌論集刊行会編『近世堂上和歌論集』(明治書院、平元)。

- (5) 三輪正胤「神道歌学の成立―ト部兼雄の業績―」(大取一馬編『典籍と史料』思文閣出版、平23)。

- (6) 川平敏文「鍋島直郷と垂加神道―井田道祐事蹟略―」(共同研究「江戸時代中期文人大名に見る学芸と思想」に関する総合的研究―佐賀鹿島藩第6代藩主鍋島直郷の事跡を中心に―)編『鹿島鍋島藩の政治と文化』人間文化研究機構国文学研究資料館、平20)はこの印について、「直郷の代に、先代から受け継いだ書籍も一括してこの印を押したのではなからうか」とされる。

- (7) 実種は姉小路公景の男・風早実種、当時、前参議従二位。隆貞は油小路隆基の男、当時、前大納言正二位。伊季は今出川公規の男、当時、権大納言従二位、春宮大夫。惟庸は竹内孝治の男、当時、従三位刑部卿。雅豊は飛鳥井雅章の男、当時、正四位下左中将(以上、「公卿補任」、橋本政宣編『公家事典』(吉川弘文館、平22)による)。このうち隆貞を除く四名については、鈴木健一「靈元院歌壇主要事項年表」(『近世堂上歌壇の研究』増訂版、汲古書院、平21)によって靈元院歌壇での活動が確認できる。

- (8) 靈元院の人歴崇敬と顕彰については、矢富熊一郎「柿本人麻呂と鴨山」(益田郷土史友會、昭39)、鶴崎裕雄「神道宗紀・小倉嘉夫編著『月照寺明石柿本社奉納和歌集』」(和泉書院、平23)、神道宗紀「和歌三神奉納和歌の研究」(和泉書院、平27)などが備わるが、この奥書の内容については他に所見を得ない。

- (9) 以下、『三流抄』の引用は、片桐洋一「中世古今集注釈書解題

(一〇) (赤尾照文堂、昭48)所取による。

- (10) 『三流抄』については、類似した内容のものが多く存し(片桐氏前掲書)、本資料が参照したものがどのようなものだったのかは、にわかに断じがたい。よって、本稿では、『三流抄』によってこの類の注釈書を代表せしめる。

- (11) 『和歌文学大辞典』編集委員会編『和歌文学大辞典』(古典ライブラリー、平26)「古今和歌集序開書能基」項(紙宏行執筆)。なお、『三流抄』については、片桐氏前掲書、三輪正胤「歌学秘伝の研究」(風間書房、平6)第三章第一節「為頭流―『竹園抄』系歌論」参照。

- (12) ただし、『三流抄』の記す竹取説話は、一般的に知られる『竹取物語』の内容とは大きく相違するため、このように考えるなら、本資料はこの相違を問題としなかったということになる。

- (13) このほか、「高砂住の江の松も相生のやうにおほへ」について、本資料が「為家注」からの引用として引く部分も、『三流抄』にほぼ同内容が見られる(『三流抄』には出典記載なし)。

- (14) 「鴨の羽かき」について、「行家の本には、しちのはしかきといへり」云々とする部分に、『三流抄』の説の痕跡が認められる。

- (15) なお、本資料は、伊弉諾・伊弉冉の「十八言」を陰陽説と関連づけて説明し、また、素盞鳴の「八雲立つ」詠を素盞鳴の「金徳」と稲田姫の「土徳」とに関連づけて説明するが、これらと『三流抄』との直接的な影響関係は認めがたい。

- (16) 以下、便宜上、引用には通し番号を付し、注文に対する見出し本文は、自明な場合は省略した。

- (17) 国立公文書館蔵『四書集註』板本(二七六―四三、道春点、国立公文書館デジタルアーカイブによる)による。

- (18) 同上。

- (19) 近世漢籍叢刊思想三編五所収「中庸章句」(關京点「倭板四書

本)による。

- (20) 市來津由彦「中国における中庸注釈の展開—東アジア海域文化からみる—」(市來津由彦他編『江戸儒学の中庸注釈』東アジア海域叢書5、汲古書院、平24)、田尻祐一郎「徳川思想と『中庸』(同前書)等参照。

- (21) 引用部分の直前には「平城天皇の哥道の繁盛を」とあり、引用部分とは文意が繋がらない。脱文が想定されるため、引用冒頭の「此所」が何を指すのかは不明。

- (22) ただし、本資料には、素盞鳴尊の八雲神詠や柿本人麿、山部赤人、また「古今和歌集」の題号について、秘説が存することを示す部分があり、これらは「口伝口授」を否定する本資料の立場とは矛盾するよう思われる。ただし、これらの秘説の実態は明らかでないため、ここでは、本資料に「口伝口授」を強く否定する言説が見られることを示すにとどめる。なお、本資料成立の後、雅胤はその著『神祇破偽頭正問答』において、「八雲神詠伝」について「実ノ神詠口訣ハ各別相違ノモノニテ、吉田家ニ無之、伯家代々崇秘シテ、猥ニ不伝モノ」(名古屋市蓬左文庫蔵本)と批判していることが、井上智勝「神祇伯白川家の台頭」(注1前掲書)に指摘されており、また、雅胤の伝えたものと思われる古今伝授の資料が存することが、横井金男「古今伝授沿革史論」(大日本百科全書刊行会、昭18)第八章「御所伝授」、山口剛史「神祇伯白川家初代学頭白井雅胤著『神祇破偽頭正問答』と一文字縫殿荒木田尚胤」(『皇學館大学研究開発推進センター』神道研究所所報186、平26)に指摘されている。

- (23) 朱子学の「性」・「情」については、『性理字義』(関西大学図書館蔵寛永九年中野市右衛門版)、佐藤仁訳「朱子学の基本用語—北溪字義試解—」(研文出版、平8)参照。

- (24) 本資料が、板本の存する『両度聞書』や『榮雅抄』ではなく

『三流抄』を基盤とするのも、本資料の関心が和歌そのものに薄かったことによるのかもしれない。

- (25) 佐佐木信綱「近世和歌史」(博文館、大12)、中村幸彦「幕初宋学者達の文学観」(『中村幸彦著述集』第一巻、中央公論社、昭57、初出昭50)、同「文学は「人情を道ふ」の説」(同前書、初出昭26)、上野洋三「堂上と地下—江戸時代前期の和歌史—」(『元禄和歌史の基礎構築』岩波書店、平15、初出昭60)、同「元禄堂上歌論の到達点—聞書の世界—」(同前書、初出昭51)、川平敏文「林羅山「野槌」論—中世歌学への挑戦—」(『徒然草の十七世紀—近世文芸思潮の形成—』岩波書店、平27、初出平22)等参照。

- (26) なお、本資料において「神明」は「高天原」より分賦されるものとされているが、「高天原」から「神明」を受け人々の範囲については、本資料は触れるところがない。

- (27) 「増穂残口伝(上)」(『近世文学史研究の会編』『近世中期文学の研究』笠間書院、昭46)、「増穂残口伝(下)」(『文学研究』73、昭51)、「増穂残口の人と思想」(『日本思想大系』『近世色道論』岩波書店、昭51)、「増穂残口の事蹟—談義本研究(一)—」(『戯作研究』中央公論社、昭56、初出昭48)、「残口任誕」(『江戸狂者伝』中央公論新社、平19)。

- (28) 山本卓「都の錦と神道講釈」(『舌耕』書本・出版と近世小説』清文堂、平22、初出平22)。

【付記】資料の閲覧・利用にご高配を賜りました祐徳稲荷神社・祐徳博物館に、心より御礼申し上げます。なお、本稿は、JSPS 科研費 JP16161673の助成を受けたものです。

(せた・みちお 本学准教授)